

2. 湘南C-X（シークロス）特別景観形成地区

(1) 湘南C-X（シークロス）*特別景観形成地区の景観形成について

辻堂駅周辺は、藤沢市の5つの都市拠点の一つに位置づけられるとともに、相模川以東の広域的な都市連携の中核となる立地特性を有している位置にあります。

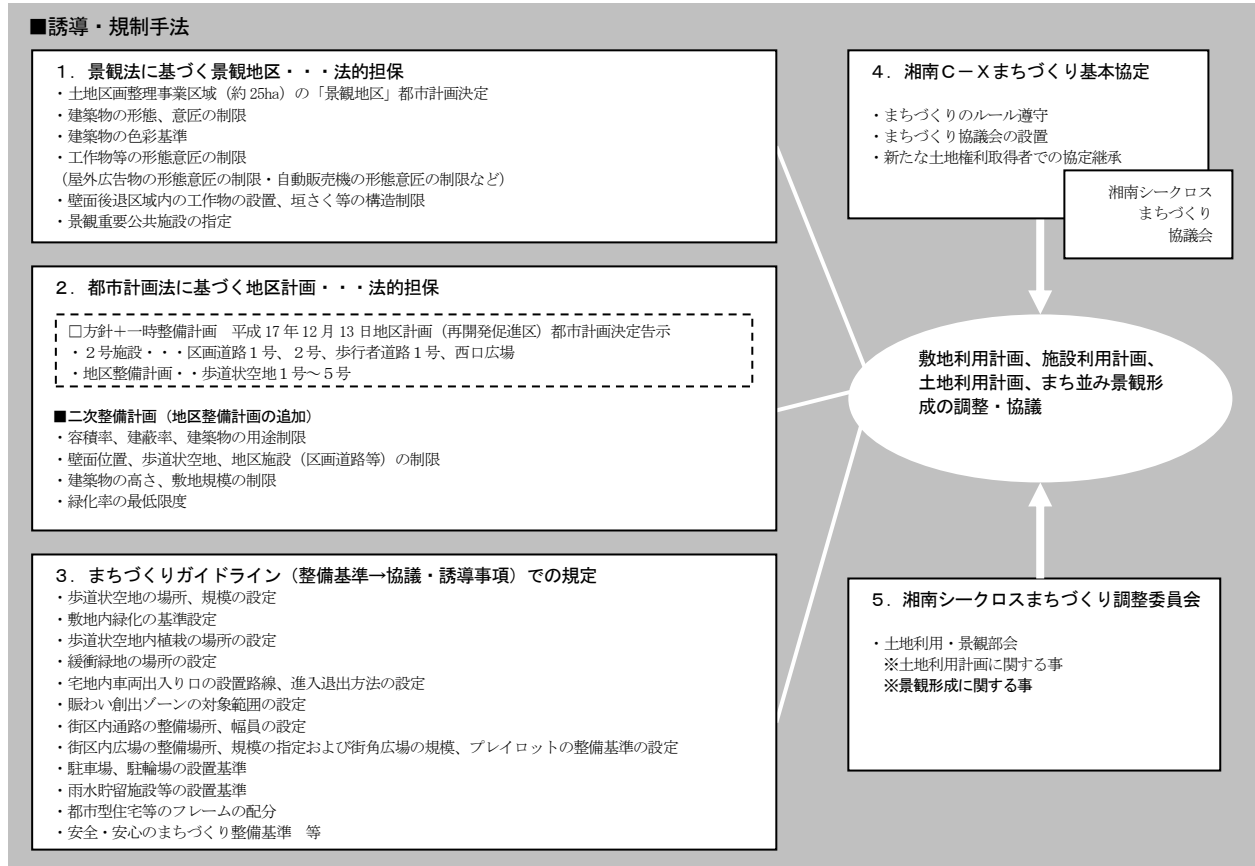
平成14年11月の辻堂駅北口に面する大規模工場（約21.2ha）の撤退表明により、産業構造や都市構造などで大きな転換を迫られることとなった辻堂駅周辺地区では、平成16年5月、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」の指定を受け、多様な機能を持つ都市拠点の形成が位置づけられ、新たな産業政策や都市政策を投入する一大プロジェクトとして、藤沢市、地権者が中心となって都市再生計画の具体化が進められてきました。

これにより、東海道都市ベルトの立地特性や横浜湘南道路、新湘南バイパスを經由した首都圏中央連絡道との様々な広域ネットワークを活かし、産業関連機能、広域連携機能、医療・健康増進機能、複合都市機能等の多様な機能を持つ“湘南C-X（シークロス）”として生まれ変わる辻堂駅周辺地区において、新しい広域連携都市拠点形成に相応しい景観創出を図ります。

なお、景観形成に向けては、景観形成等に関する誘導の指針を示した「湘南C-X（シークロス）まちづくりガイドライン」が平成18年に策定されており、「地区計画による地区整備計画」「景観地区における景観形成基準」「まちづくりガイドライン」の3つの手法を用い、湘南C-Xまちづくり調整委員会等との協議等を踏まえて包括的に規制・誘導を進めます。

* 湘南C-X（シークロス）・・・「複合的（Complex）」の頭と尾を用いて簡略化し、「C」はCity（都市）・Culture（文化）・Sea（海）を表し、「X」はCross（辻）を意味し、湘南に代表される、自然・文化・都市がクロスし発展するよう、一般公募により選ばれた街の愛称

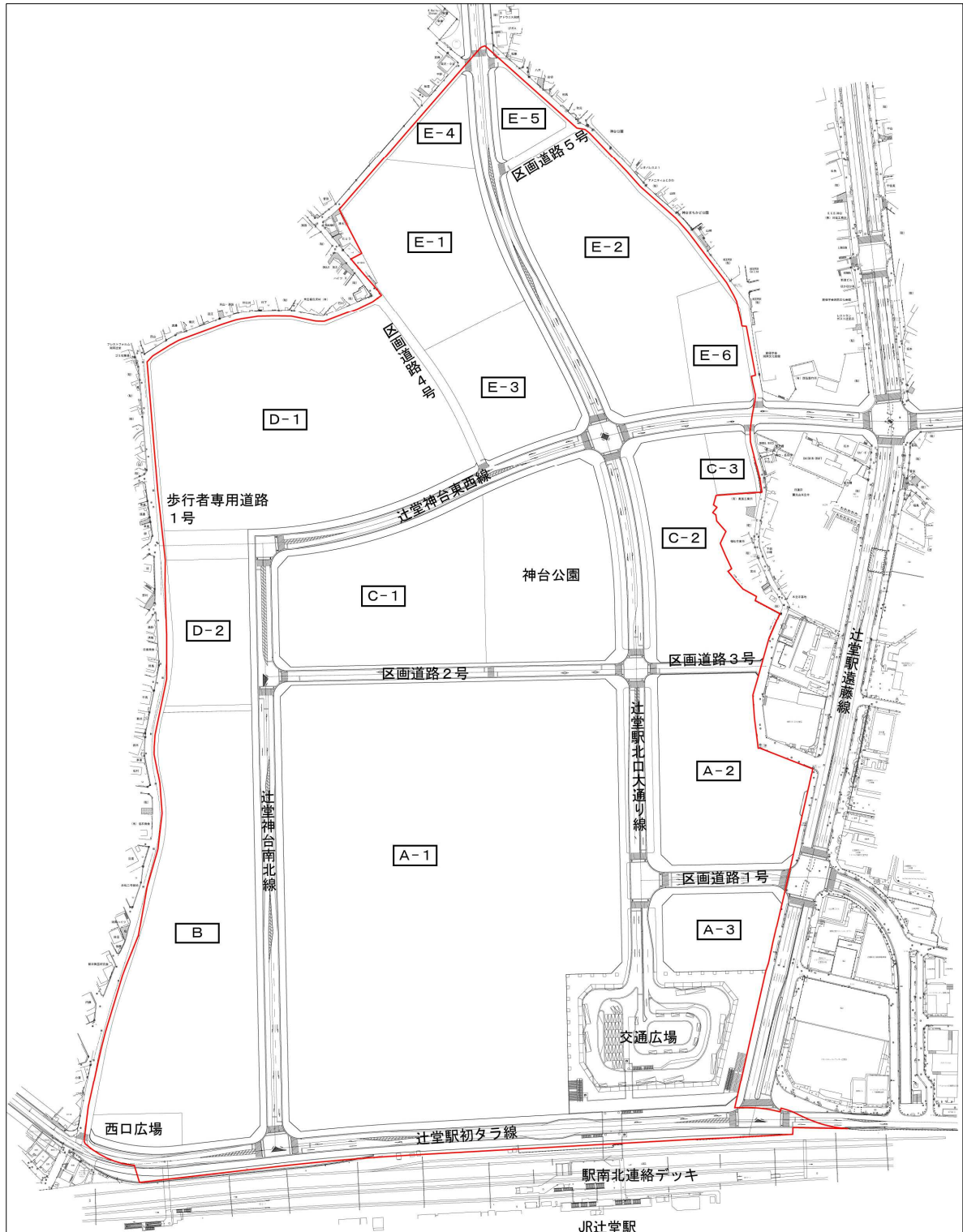
◆湘南C-X（シークロス）特別景観形成地区における誘導・規制手法の取り組み



(2) 地区の区域

□地区の位置 藤沢市辻堂神台一丁目及び辻堂神台二丁目地内

□区域面積 約 24.7ha



(3) 景観形成の目標

辻堂駅周辺地区は、この都市に居住する市民や立地する諸機関の都市的な活動の中心であるばかりでなく、周辺地域の住民や諸組織の活動の中心であり、これに相応しい文化性と賑わいのある都市的魅力を備える必要があります。

また、医療健康増進機能や複合都市機能、研究開発機能等の多様な機能を持つ諸々の施設が調和を保ちながら、“湘南 C-X”の顔として相応しいイメージを人々に強く印象づける役割を果たすことが期待されます。

このように湘南の豊かな自然と生活文化に新産業が融合して育まれる新たな「都市拠点」として、周辺市街地との調和に配慮しつつ、魅力と賑わいのある都市環境の形成を図り、湘南らしさを体現する伸びやかで明るい景観形成を進めることを目標とします。

(4) 景観形成の方針

1) 地域景観特性の活用

都市的景観の中にも、湘南固有の地域景観特性を活かすため、湘南砂丘の風紋や海風のやわらかさ、スカイラインの調和のとれた伸びやかなまち並み、都市の中の自然を楽しめる緑豊かで多様なオープンスペース等、その雰囲気を感じできるように配慮します。

また、季節ごとに花や新緑、紅葉などの自然の変化を楽しめるようにします。

2) 土地利用

既成市街地の駅前に立地する工場跡地の土地利用転換であることを踏まえて、地域の活性化の観点に立って、多様な機能の集積によるコンパクトシティの形成を本地区では目指します。従って、周辺土地利用との整合を図りつつも、土地利用ゾーニングは多種にわたっています。このため、地区全体の調和を大切にしながらも、大きく別図1. に示す5つのゾーン毎に景観上の特色を付加し、それぞれのアイデンティティを育みます。

3) 建築物の景観形成

建築物は街区を特色付ける主要な景観要素であり、各建築の機能や周辺環境を踏まえ、街区としてのまとまりに留意しながら、壁面の色彩等を適切に誘導し、質の高いまち並み景観を形成します。

また、建築物の高さの設定にあたっては、低中層建築が建ち並ぶ周辺の市街地環境に配慮し、スカイライン等を整えるように努めます。

4) 緑化に関する景観形成

歩道や道路及び周辺建築群との調和を図りながら各街区内の植栽、敷地内広場を展開し、地区の緑地環境を向上させ潤いを与えるため、屋上緑化や敷地内緑化等を積極的に推進します。

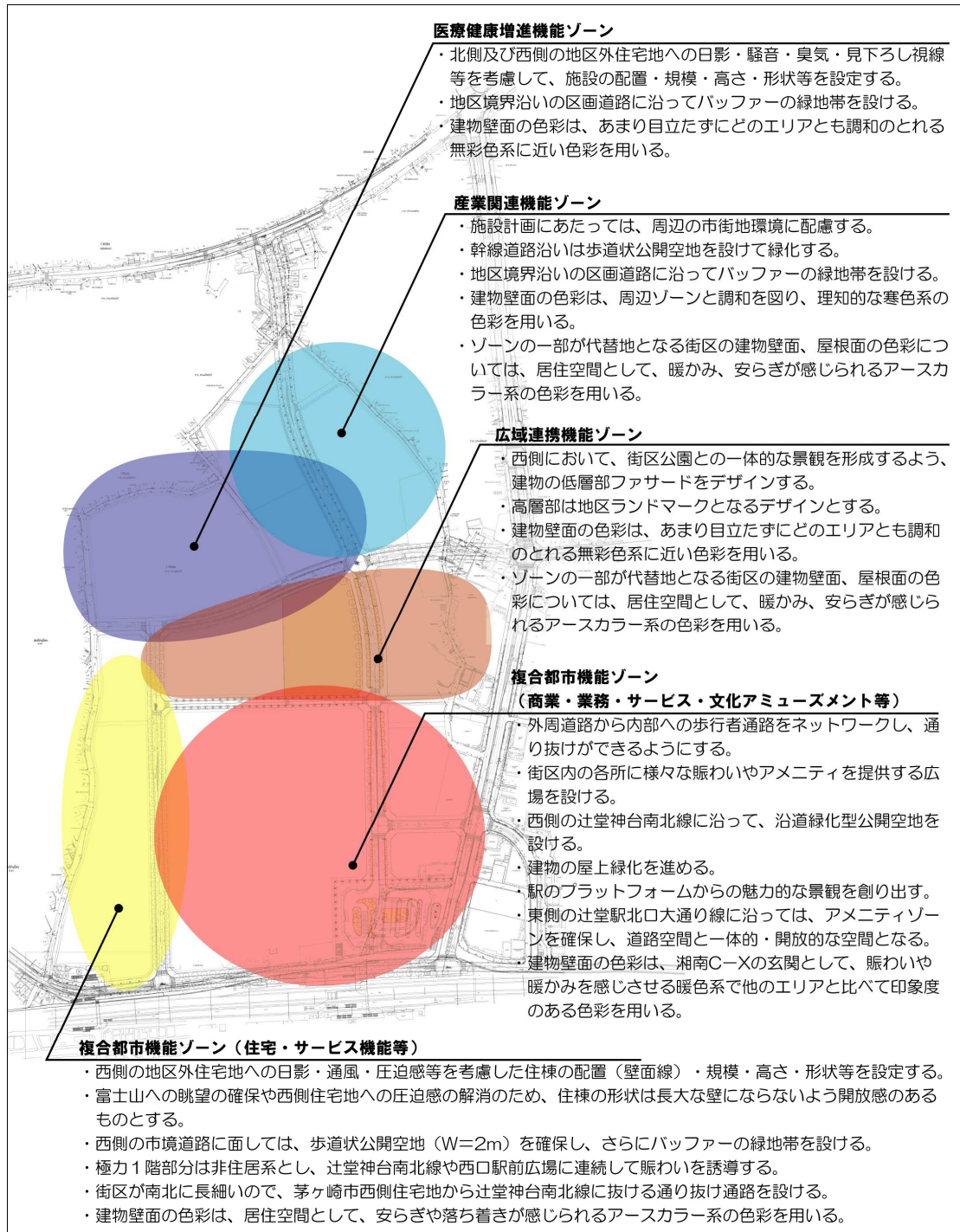
5) 外構部に関する景観形成

各宅地における歩道状空地の舗装を歩道と一体的な道環境として、修景整備します。歩道と歩道状空地はにぎわいを生み出す場として、舗装・植栽等の色彩・デザインの調和を図るとともに、垣・柵等を極力少なくして開放的な空間を目指します。

6) サインに関する景観形成

歩いて楽しい街を形成するために、利用者や来街者に地区のアイデンティティが認識できるよう、屋外サイン板には、別図2. に示す「湘南C-Xのロゴマーク」を添付するものとします。

別図1. ゾーン別景観形成方針



(5) 景観形成基準（法第8条第2項第2号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）

① 共通事項

建築物の形態意匠の制限	外観の色彩	屋根・外壁	色彩は別表1～別表10による。 →別表1～10参照
	外観の色彩	日除け・風除け	建築物の前面道路から見える部分に設ける日除け又は風除けの色彩は、マンセル値の色相が、R(赤)、YR(黄赤)又はY(黄)については彩度が8以下、その他の色相については彩度6以下とする。 →別表11参照
	外観の形態意匠	屋根・外壁	1 屋上に設置する設備機器等は、四方をルーバー等で適切に覆う。 2 バルコニーに設置する物干しについては、建築物の前面道路から直接見えなないように措置を講じる。
		外階段	建築物と一体的なデザインとする。ただし、鉄骨階段とする場合は、位置、形態等に配慮する。
	外観の形態意匠	建築設備	給排水管、空調室外機等の壁面設備は、建築物の前面道路から見えない位置に設置する。ただし、当該位置に設置することが困難である場合は、建築物と同色の囲いを設けるなど目隠しを施す。
	外観の形態意匠	日除け・風除け	日除け又は風除けを設置する場合は、建築物の敷地内とする。ただし、歩道状空地に突出する場合は、巻き上げ式とし、最下端の高さは路面から2.5メートル以上とする。
	外観の形態意匠	駐車場・駐輪場	1 駐車場は、周辺の建築物との調和を図るために、ルーバー等で適切に覆う。 2 駐輪場は、周辺の建築物との調和を図るために、ルーバー等で適切に覆い、又は周囲に植栽、その他の緑化のための施設を設ける。
壁面の位置の制限		計画図に壁面の位置の制限が表示された箇所については、計画図に示すところに従い建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を、2メートル以上又は3メートル以上とする。 →別図3参照	
工作物の制限	塀・垣根等		垣又はさくを設置する場合は、以下のとおりとする。 イ. 透視可能な鉄柵・金網等とし緑化に努める。 ロ. 使用する色彩は、低明度かつ低彩度色を基調とする。 ハ. ブロック又は、これに類する素材は使用しない。
	壁面後退区域の工作物設置制限		敷地境界線から壁面後退線までの間（壁面後退区域と言う）においては、工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に掲げるものは個別協議による。 イ. 照明灯（広告物でないものに限る） ロ. 案内サインまたはこれに準じるもの ハ. 休憩ベンチまたはこれに準じるもの 壁面後退区域の舗装のデザインは歩道と調和させる 壁面後退区域の舗装と歩道とは段差をつけずに整備する。
	擁壁		自然石擁壁・自然石風擁壁（コンクリートはつり等）又は前面、上部、壁面等に緑化を施した擁壁とする。
	自動販売機		屋外に設置する自動販売機は、道路に面して設置することを禁止する。また、道路に面して設置する自動販売機を除き屋外に設置する場合、自動販売機の外装の色彩は10YR7.0/1.0（19-70B）とする。 ※マンセル値（日本塗料工業会塗料用標準色）
	その他の工作物		周囲の環境に調和した色彩やデザインとする。

別表 11. 日除け・風除けの色彩基準

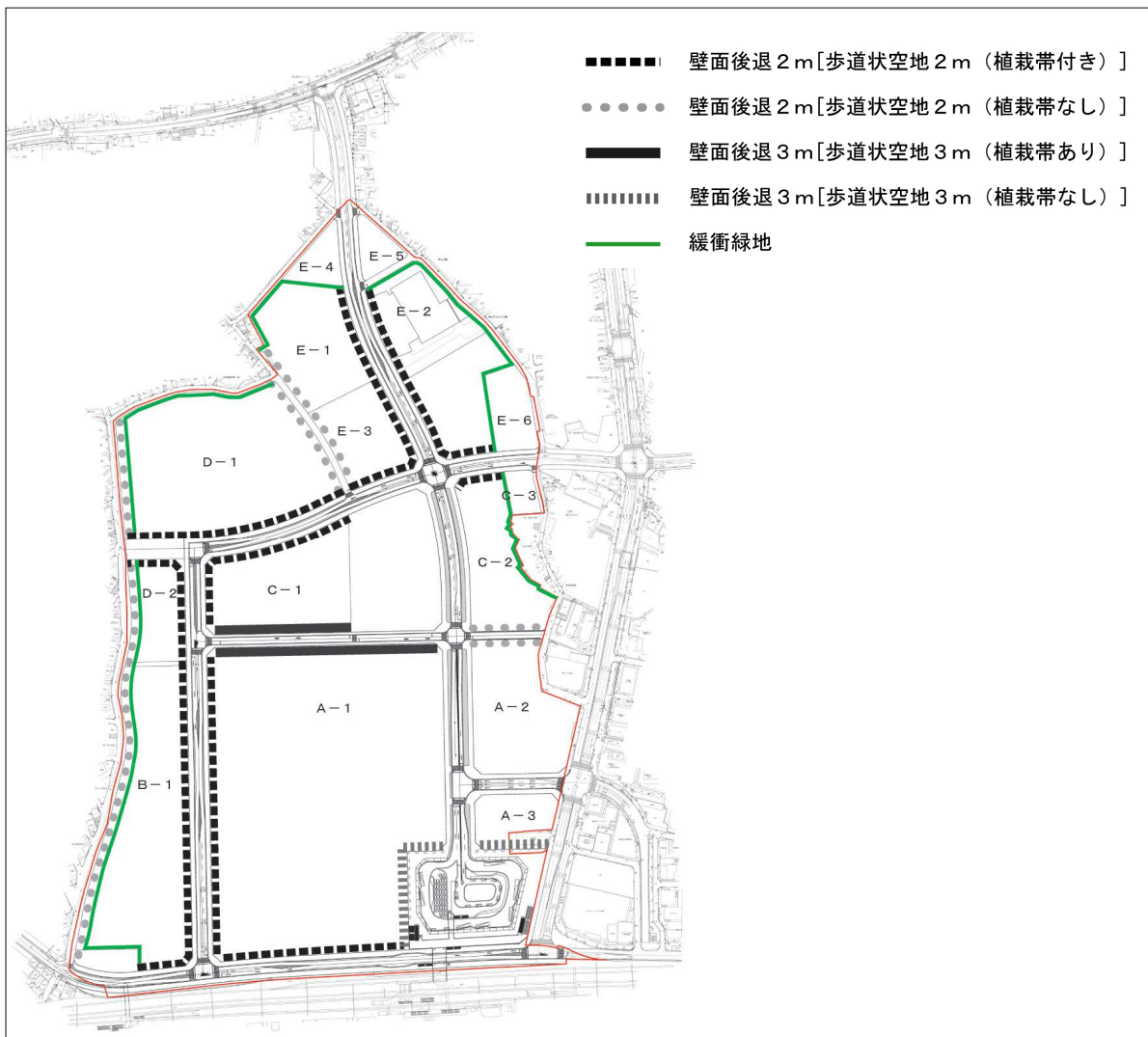
日除け・風除けは、原色など派手な高彩度色を用いないように色彩の誘導を図ります。
 (各色相の最高彩度の 2/3 以下の鮮やかさの色彩を用いることを基本とします。)

対象部位	色相	彩度
日除け・風除け	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	8 以下
	GY(緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(紫青)、P(紫)、RP(赤紫)	6 以下

別図 2. 湘南C-X (シークロス) ロゴマーク



別図 3. 湘南C-X (シークロス) 特別景観形成地区の壁面後退位置



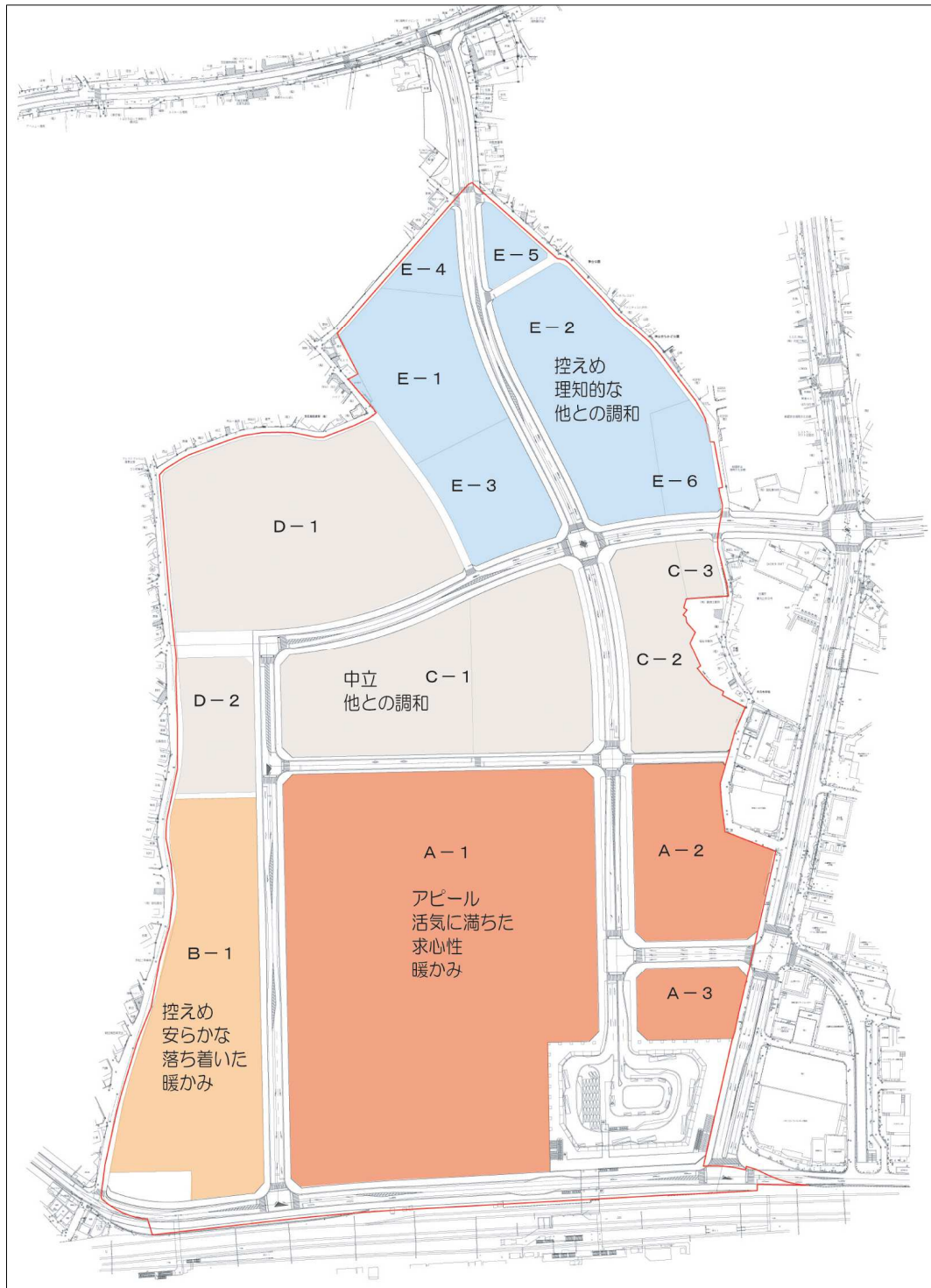
②ゾーン別の色彩基準

1) 色彩ゾーン区分の設定

新たな都市拠点・交通結節点として相応しいまち並み景観を創出するため、街区ごとの土地利用計画に基づく建物の個性との調和を図りながらも、地区全体での統一感を創出する色彩の基準を定めます。

色彩基準の区分けにあたっては、土地利用など性格の異なるゾーンごとの空間特性に配慮し、別図4. に示す区域に分けて設定します。

別図4. 色彩基準の区分



2) 色彩基準

【複合都市機能ゾーン（商業・業務・サービス・文化アミューズメント等）の色彩基準】

- 「湘南C-X」の玄関として、多くの人々が訪れる場所であり「賑わい」や「暖かみ」を感じさせる、他のエリアと比べて印象度のある空間を創出する。
- 具体的には、遠景からの統一感のあるまち並みを創り出す建物壁面の3階以上の部分を「基調色」、人やお店によって交流や賑わいが生じる2階以下の部分を「限界色」とし、それぞれに基準を設ける。
- 「限界色」の部分は店舗等の賑わいに配慮しながら、「基調色」部分の色彩と調和する基準を設ける。
(「限界色」に「基調色」を用いた場合は建物全体で1色でも良い。)

別表1. 基調色（3階以上）

A-1, -2, -3 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0							
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0					0~0.5		
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0					0~0.5		
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0					1.1~2.0		
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0					1.1~2.0		

別表2. 限界色（2階以下） 基調色と同系色とする

A-1, -2, -3 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0							
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0					0~0.5		0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0					0~0.5		0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0					0.6~1.0		0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		0.6~1.0
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0					1.1~2.0		1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0					1.1~2.0		1.1~2.0

適用できない色彩

【複合都市機能ゾーン（住宅・サービス機能等）の色彩基準】

- 複合都市機能ゾーン（商業・業務・サービス・文化アミューズメント等）を引き立たせるため、同ゾーンよりも明度を高く、彩度の低い基準を設定し、空間をやんわりと区分ける。
- 居住空間として、安らぎや落ち着きが感じられるアースカラー系の色彩を用いる。
- また、遠景からの統一感のあるまち並みを創り出すため、建物壁面の3階以上の部分を「基調色」、基調色とならない部分を「限界色」とし、それぞれに基準を設ける。(「限界色」に「基調色」を用いた場合は建物全体で1色でも良い。)

別表3. 基調色（3階以上）

B-1 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0							
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0					0~0.5		
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0					0~0.5		
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0					1.1~2.0		
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0					1.1~2.0		

別表4. 限界色（2階以下） 基調色と同系色とする

B-1 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0							
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0					0~0.5		
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0					0~0.5		
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0					0.6~1.0		
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0					1.1~2.0		
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0					1.1~2.0		

適用できない色彩

【広域連携機能+医療健康増進機能ゾーンの色彩基準】

- 広域行政サービス機能や高度先端医療機能等の公共性の高い施設が計画されている同ゾーンにおいては、あまり色彩を目立たせず、どのゾーンとも調和のとれる中立的な白に近い無彩色系を「基調色」として設定する。
- また、基調色を補助し景観に変化を与える色彩を「補助色」として設定する。
- 地権者の代替地として確保される一部の街区については、居住空間として安らぎや落ち着きの感じられるよう外壁と屋根に色彩基準を設定する。

別表 5. 基調色

C-1, -2, D-1, -2 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0				0.6~1.0			0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			0.6~1.0
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0				1.1~2.0			1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0				1.1~2.0			1.1~2.0

別表 6. (基調色を補助し景観に変化を与える色彩)

C-1, -2, D-1, -2 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0				0.6~1.0			0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			0.6~1.0
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0				1.1~2.0			1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0				1.1~2.0			1.1~2.0

適用できない色彩

別表 9. 代替地(一部の街区)における色彩設定 外壁

C-3 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0				1.1~2.0			
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0				1.1~2.0			

別表 10. 代替地(一部の街区)における色彩設定 屋根

C-3 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			
低彩度	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			
	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
中彩度	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0				0.6~1.0			
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0				1.1~2.0			
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0				1.1~2.0			

適用できない色彩

【産業関連機能ゾーンの色彩基準】

- 複合都市機能ゾーン（商業・業務・サービス・文化アミューズメント等）を引き立たせるため、同ゾーンよりも明度を高く彩度の低い基準を設定し、空間をやんわりと区別ける。
- 周辺ゾーンと調和を図り、理知的な寒色系の色彩を「基調色」として設定する。
- また、基調色を補助し景観に変化を与える色彩を「補助色」として設定する。
- 地権者の代替地として確保される一部の街区については、居住空間として安らぎや落ち着きの感じられるよう外壁と屋根に色彩基準を設定する。

別表 7. 基調色

E-1, -2, -3 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0			0.6~1.0				0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				0.6~1.0
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0			1.1~2.0				1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0			1.1~2.0				1.1~2.0

別表 8. 補助色（基調色を補助し景観に変化を与える色彩）

E-1, -2, -3 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0			0.6~1.0				0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				0.6~1.0
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0			1.1~2.0				1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0			1.1~2.0				1.1~2.0

別表 9. (再掲) 代替地（一部の街区）における色彩設定 外壁

E-4, -5, -6 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0			1.1~2.0				
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0			1.1~2.0				

別表 10. (再掲) 代替地（一部の街区）における色彩設定 屋根

E-4, -5, -6 街区

彩度区分	明度区分	色調記号	明度範囲	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)
無彩色・ごく低彩度色(カラードニュートラル)	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0	0~1.0	0~1.0				0~0.5			
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0				0~0.5			
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0	1.1~2.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0			0.6~1.0				
中彩度	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0			1.1~2.0				
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0			1.1~2.0				

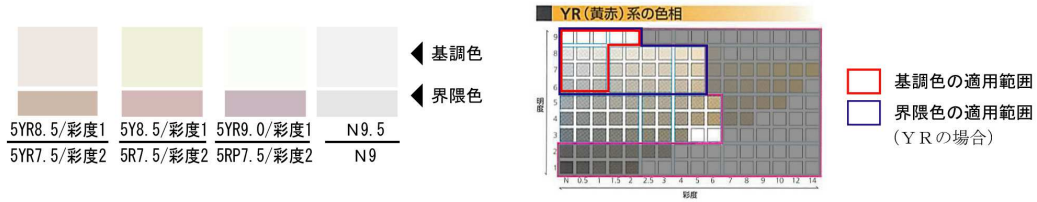
適用できない色彩

【その他の色彩基準】

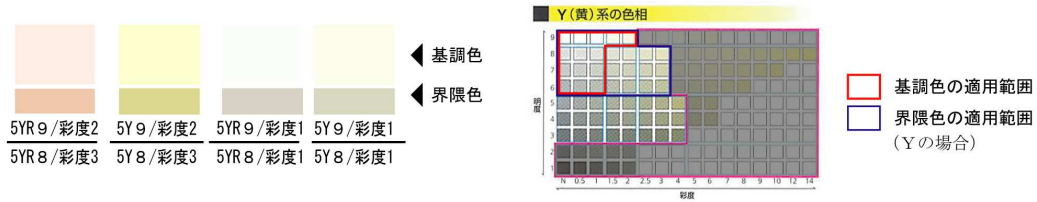
- アクセント等として設ける色彩については、まち並み景観との調和や建物基調色との調和、面積や位置などを充分考慮し、別途協議とする。

別図5. 各ゾーンにおいて使用できる色彩イメージ

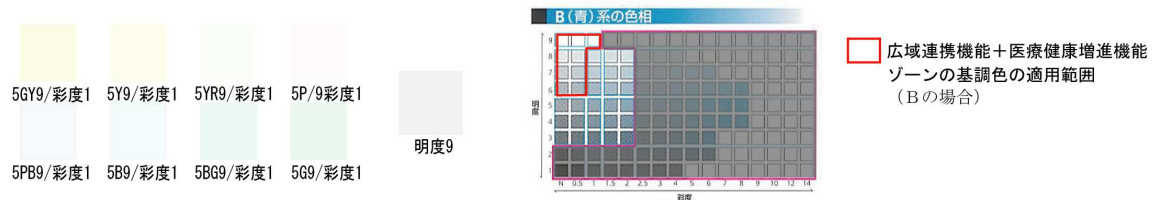
■【複合都市機能ゾーン（商業・業務・サービス・文化アミューズメント等）】の色彩イメージ



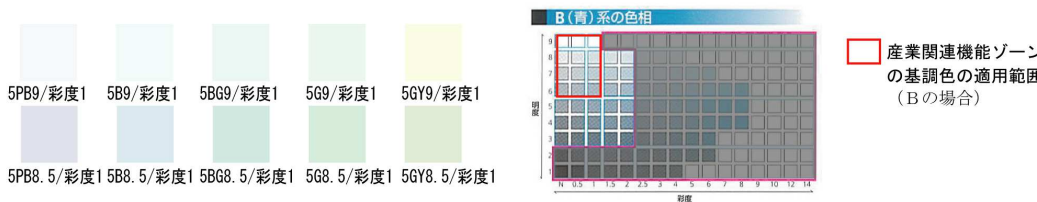
■【複合都市機能ゾーン（住宅・サービス機能等）】の色彩イメージ



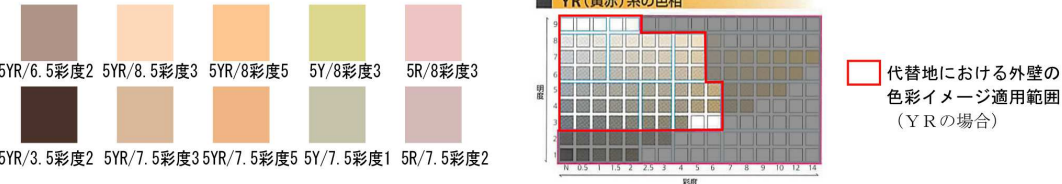
■【広域連携機能+医療健康増進機能ゾーン】基調色の色彩イメージ



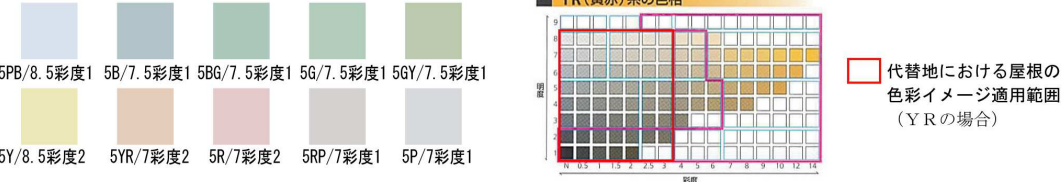
■【産業関連機能ゾーン】基調色の色彩イメージ



■代替地における外壁の色彩イメージ



■代替地における屋根の色彩イメージ



■ 藤沢市色彩景観ガイドラインにおいて外壁基調色に適用できない範囲 (全基準共通)

(6) 屋外広告物の基準（法第8条第2項第4号イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）

新しい都市拠点・交通結節点として、辻堂駅周辺地区全体で調和のとれた空間となるよう、目立ちすぎるもの、大きすぎるものといった視認性の強い看板をなくし、立て看板及びバナーなどの設置については、一定のルールのもと規制・誘導を進めます。

さらに、質の高いデザイン広告により、看板の情報効果の低下を防ぎわかりやすさを高めるとともに、美しいまち並み景観をつくるための、設置できる広告物の種類・大きさ・位置・表示部分の形状等について定めます。

屋外広告物の基準については、設置される土地の利用計画に基づく環境等に配慮し、別図6. に示す区域に分けて設定します。

別図6. 屋外広告物基準の区分



	複合都市機能（商業・業務・サービス・文化アミューズメント等）ゾーン	広域連携機能+産業関連機能ゾーン+複合都市機能（住宅・サービス機能等）ゾーン+医療健康増進機能ゾーン	
	A-1・A-2・A-3街区	C-1・C-2・C-3街区 D-1・D-2街区 E-1・E-2・E-3・E-4・E-5・E-6街区	B-1街区
第1項 屋上広告 （屋上広告物）	・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。		
第2項 壁看板（壁面利用広告物）	・看板の規模は、建築の壁面1面につき、壁面積の1/10以下、かつ表示面積30㎡以下とする。	・看板の規模は、建築の壁面1面につき、壁面積の1/10以下、かつ表示面積20㎡以下とする。	・看板の規模は、建築の壁面1面につき、壁面積の1/10以下、かつ表示面積10㎡以下とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・設置できる壁面は4面までとする。 ・看板の上端高さは地上10メートル以下、かつ3階の床面以下とする。 ・看板を一つの建物で2箇所以上設置する場合は、それぞれの形状を揃える。 ・建物の壁面から、横にはみ出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、建物の外壁の色彩基準を適用する。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置できる壁面は4面までとする。 ・看板の上端高さは地上5メートル以下、かつ2階窓下以下とする。 ・看板を一つの建物で2箇所以上設置する場合は、それぞれの形状を揃える。 ・建物の壁面から、横にはみ出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、建物の外壁の色彩基準を適用する。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。 	
第3項 袖看板（壁面突出広告物）	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の規模は、一つの建築物につき、表示面積合計を25㎡以下とする。 ・看板の上端高さは地上10メートル以下、かつ3階の床面以下とする。また、下端高さは地上3メートル以上とする。 ・看板の壁面から突出する幅は、建築物から1.2メートル以下とする。 ・建物壁面の上端を超えて設置することを禁止する。 ・路上に張り出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、外壁との調和を図ることを条件とし、暖色系（R・YR・Y系）は彩度8以下、その他の色相は彩度6以下を基本とする。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の規模は、一つの建築物につき、表示面積合計を20㎡以下とする。 ・看板の上端高さは地上10メートル以下、かつ3階の床面以下とする。また、下端高さは地上3メートル以上とする。 ・看板の壁面から突出する幅は、建築物から1.2メートル以下とする。 ・建物壁面の上端を超えて設置することを禁止する。 ・路上に張り出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、建物の外壁の色彩基準を適用する。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の規模は、一つの建築物につき、表示面積合計を10㎡以下とする。 ・看板の上端高さは地上10メートル以下、かつ3階の床面以下とする。また、下端高さは地上3メートル以上とする。 ・看板の壁面から突出する幅は、建築物から1.2メートル以下とする。 ・建物壁面の上端を超えて設置することを禁止する。 ・路上に張り出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、建物の外壁の色彩基準を適用する。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。

<p>第4項 独立広告塔 ・独立広告 板</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔等の規模は、一つの敷地につき、表示面積合計を15㎡以下とする。 ・広告塔等の上端高さは地上10メートル以下とする。 ・広告塔等を一つの敷地で2箇所以上設置する場合は、それぞれの形状を揃える。 ・路上に張り出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、外壁との調和を図ることを条件とし、暖色系（R・YR・Y系）は彩度8以下、その他の色相は彩度6以下を基本とする。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔等の規模は、一つの敷地につき、表示面積合計を15㎡以下とする。 ・広告塔等の上端高さは地上5メートル以下とする。 ・広告塔等を一つの敷地で2箇所以上設置する場合は、それぞれの形状を揃える。 ・路上に張り出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、建物の外壁の色彩基準を適用する。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔等の規模は、一つの敷地につき、表示面積合計を10㎡以下とする。 ・広告塔等の上端高さは地上5メートル以下とする。 ・広告塔等を一つの敷地で2箇所以上設置する場合は、それぞれの形状を揃える。 ・路上に張り出して設置することを禁止する。 ・内照式の看板の設置を禁止する。 ・看板の地の色は、建物の外壁の色彩基準を適用する。 ・看板の図や文字の色は、原則として周辺環境に合ったものとする。
<p>第5項 立て看板 ・のぼり旗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。ただし、次の要件を満たすものはこの限りではない。 ※設置する立て看板等が、一定期間内のみの表示であるもの ※設置する立て看板等の表示断面積が2㎡以下のもの ※設置する立て看板等の上端高さが地上2メートル以下のもの 		
<p>第6項 街路灯への 添か看板・ 巻き付け看 板</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。ただし、次の要件を満たすものはこの限りではない。 ※広告用の取り付け器具等が設置された街路灯において、道路管理者が許可するもの 		
<p>第7項 広告幕（建 物の壁面に 設置するバ ナー広告 等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。ただし、次の要件を満たすものはこの限りではない。 ※設置する広告幕が、一定期間内のみの表示であるもの 		
<p>第8項 電飾広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、ネオン管の露出している広告物及び光源の点滅（光源の動き又は光源の彩度の変化を含む）のある広告物の設置を禁止する。 		
<p>第9項 動画・映像 広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。 …動画・映像広告物とは、映像や音声等のデータによってモニター等に表示される広告物で、常時または一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。 		
<p>第10項 窓面看板 （窓面利用 広告物）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。 …窓面利用広告物とは、2階以上の開口部の内側より壁やパネル状のもので固定した広告物または窓面にカットシート、デザインシート、フィルム貼り等の広告物で常時または一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。 		
<p>第11項 フィギュア 広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南C-Xの玄関として相応しいまち並み形成を阻害する要因となるため、原則として設置を禁止する。ただし、次の要件を満たすものはこの限りではない。 ※設置する広告物等が地上に設置され、かつ上端高さが1メートル、幅0.6メートル以下のものがあり、容易に移動できるもの。 …フィギュア広告物とは、プラスチック素材等により人・動物などの姿をかたどった立体的な構造物と広告物が一体となったもので、常時または一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。 		
<p>第12項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項、第2項、第3項、第4項における原則規定に係わる事項については、市長が湘南C-Xのまち並み景観を阻害しないものと認めたものについてはこの限りではない。 		

別図7. 湘南C-X（シークロス）特別景観形成地区の複合都市機能（商業・業務・サービス・文化・アミューズメント等）ゾーン屋外広告物設置イメージ

